

リサイクルステーション

◇日時 8月3日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外の場合は、お受け取りできません)

◇場所 市役所駐車場(雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します)

◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。

◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ(雑誌類とチラシは分けてお持ちください。) ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていけば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは回収しません) ⑦使用済み食用油(事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台) TEL65-3211へご相談ください) ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)

※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の原料とされているため、回収するものを限らせていただきます。

※各自で必ず分別してきてください。

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください。

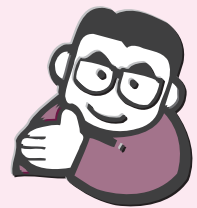
もうけ話で、友人・知人を勧誘し、ピラミッド型に組織を拡大(会員募集)しながら商品やサービスなどを販売する商法を「マルチ商法」といいます。

「マルチ商法」は、人を勧誘することでもうかることから強引な勧誘が見られます。また、知人・同士の販売のため、信頼関係を損ねる恐れがある問題商法なのですが、若者や主婦の間で流行しているようです。

そのため、こうした商法を健全にするために、「特定商取引に関する法律」の連鎖販売取引で、さまざまな規制をしています。

もうけ話で友人・知人を誘う「マルチ商法」

消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111



組織拡大に夢中になるあまり、不実の告知を繰り返すと法律違反になり、刑事罰の対象となります。被害者のつもりが加害者にもなる恐れがありますので注意が必要です。

◇相談

「携帯電話機に接続するといろいろな情報が得られる」という機器を人に紹介販売すればもうかる」と言われ、10個(約24万円)を購入し代理店になりました。その商品を知人などに配り、代理店になるよう勧誘したところ、友人の一人から代理店になつたが配れないから24万円代償してほしい」と抗議されました。親会社に対応を求めましたが断られてしまいました。友人は会社の説明会にも参加し、納得して代理店契約したはずなのに、損害賠償を請求され困っています。どうしたらいいでしょうか。

◇処理

勧誘、契約締結時に契約内容を明記した書面を交付し、脅迫的な勧誘や不実の告知などを行っていないければ損害賠償する義務はありません。双方で話し合っ解決するよう伝えました。

消費者への

アドバイス

- ・契約書面を受け取ってから20日間はクーリング・オフで無条件解約できます。
- ・販売方法の特性から、被害者でも加害者になります。
- ・規制を順守しないと、末端の会員であっても刑事罰の対象になる恐れがあります。
- ・一人が1日に二人を会員に誘い続けると、27日目には日本の人口を上回る1億3,400万人が会員となる計算になり、いずれはたんする商法です。

◇問題点

また、個人が会員募集するには限界があり、知人などの信頼関係を損ねる恐れがあるので注意するよう伝えました。

- ・組織に加入するため、または組織内で昇進するために必要な商品を買わされること。
- ・「お金がない」と断ると、サラ金で借金をさせること。
- ・あくセサリーや健康食品などが販売商品となっており、そのため、標準的な価格が分かりにくいこと。
- ・無理な勧誘活動により、対人関係が悪化すること。